

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池 善明

令和元年会社法改正等に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正について

本所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、本年3月1日から施行します。

今回の改正は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）において、上場会社のうち大会社に社外取締役を置くことが義務付けられることや、株主総会資料の電子提供制度が創設されることなどを踏まえ、全ての上場会社に対し社外取締役を1名以上確保することを義務付けるとともに、電磁的方法による株主総会資料の早期提供に関する努力義務規定を改正するなど「有価証券上場規程」等の一部改正を行います。

※規則改正の詳細については、新旧対照表をご参照ください。

I 改正概要

1. 社外取締役の確保

上場会社は、社外取締役を1名以上確保しなければならぬものとします。

・企業行動規範に関する規則第6条の2

2. 電磁的方法による株主総会資料の早期提供に関する努力義務

上場会社は、招集通知、株主総会参考書類、計算書類・連結計算書類及び事業報告等を、株主総会の日の3週間前よりも早期に、電磁的方法により提供するよう努めるものとします。

・企業行動規範に関する規則の取扱い5.
(3)

3. 株式交付制度の創設に係る制度整備

(1) 適時開示事由の追加

株式交付に関し、以下の場合に適時開示を求めます。

- ① 上場会社の業務執行を決定する機関が株式交付を行うことについての決定をした場合
- ② 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が株式交付を行うことについての決定をした場合

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第条第1項第1号fの4及び同条第2項第1号bの2

(2) 株式交付に係る上場手数料

株式交付に係る上場手数料は、株式交付に際して発行する株式数に1株当たり資本組入額を乗じて得た金額の万分の6.0（国内の他の金融商品取引所と重複上場している会社

・有価証券上場規程別表取扱い要領第1株券
(1) h

については万分の1.0)とします。

4. その他

その他、ストック・オプションの付与に係る適時開示事由を株式又は新株予約権の募集等に係る適時開示事由に統合するなど、所要の改正を行います。

・ 有価証券上場規程第3条第2項第5号等

II. 施行日

- ・ 2021年3月1日から実施します。
- ・ 1. に関しては、施行日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から適用します。

以 上

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	3
3. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	5
4. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	7
5. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	9
6. 企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	18
7. 上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新旧対照表 ..	19
8. 有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表	20
9. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	22
10. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに 信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	26

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(新規上場申請手続) 第3条 (略) 2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。 (1)～(4) (略) (5) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議（自己株式の取得に係る会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による決議をいう。）、自己株式処分等決議（自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議（監査等委員会設置会社（<u>会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員設置会社をいう。以下同じ。</u>）にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社（<u>会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。</u>）にあっては、執行役の決定を含む。）若しくは会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議（会社法第796条第1項又は第2項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を含む。）若しくは会社法第774条の3第1項第3号に規定する対価として自己株式を交付する場合における会社法第816条の3第1項の規定による決議（<u>会社法第816条の4第1項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、株式交付計画</u>	(新規上場申請手続) 第3条 (略) 2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。 (1)～(4) (略) (5) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議（自己株式の取得に係る会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による決議をいう。）、自己株式処分等決議（自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）又は会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議（<u>会社法第796条第1項又は第2項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）をいう。</u>）又は自己株式消却決議（自己株式の消却に係る会社法第178条第2項の規定による決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）をいう。）を行った場合には、その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当するこ

の内容についての取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を含む。）をいう。）又は自己株式消却決議（自己株式の消却に係る会社法第178条第2項の規定による決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）をいう。）を行った場合には、その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定があつたことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。）

ただし、アンビシャスへの上場を申請する新規上場申請者（以下「アンビシャスへの新規上場申請者」という。）は、添付を要しない。

付 則

この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。

とを証する書面を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定があつたことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。）ただし、アンビシャスへの上場を申請する新規上場申請者（以下「アンビシャスへの新規上場申請者」という。）は、添付を要しない。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(会社情報の開示) 第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 (1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） a～fの3 (略) <u>fの4 株式交付</u> g～t (略) u <u>削除</u> v～a k (略) (2)～(7) (略) 2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第2号の2aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 (1) 上場会社の子会社の業務執行を決定す	(会社情報の開示) 第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 (1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） a～fの3 (略) (新設) g～t (略) u <u>上場会社又はその子会社の役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与又は株式の発行</u> v～a k (略) (2)～(7) (略) 2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第2号の2aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 (1) 上場会社の子会社の業務執行を決定す

る機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） a・b（略） <u>bの2 株式交付</u> c～r（略） （2）・（2）の2（略） 3～12（略） 付 則 この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。	る機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） a・b（略） （新設） c～r（略） （2）・（2）の2（略） 3～12（略）
--	---

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>(社外取締役の確保)</u> <u>第 6 条の 2 上場会社は、社外取締役（会社法第 2 条第 1 5 号に規定する社外取締役をいう。）を 1 名以上確保しなければならない。</u> (支配株主との重要な取引等に係る遵守事項) 第 1 0 条の 2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとする。 (1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第 2 条第 1 項第 1 号 a (第三者割当による募集株式等の割当て又は上場会社若しくはその子会社の役員若しくは従業員に対する株式若しくは新株予約権の割当てその他の株式報酬若しくはストック・オプションと認められる募集株式等の割当てを行う場合に限る。)、d、f の 2 から h まで、j から n まで、r から t まで又は a i から a k に掲げる事項（支配株主その他本所が定める者が関連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。) (2) (略) 2 (略) 付 則 1 この改正規定は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。 2 改正後の第 6 条の 2 の規定は、この改正規定施行の日以後に終了する事業年度に係る定時	(新設) (支配株主との重要な取引等に係る遵守事項) 第 1 0 条の 2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとする。 (1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第 2 条第 1 項第 1 号 a (第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合に限る。)、d、f の 2 から h まで、j から n まで、r から u まで又は a i から a k に掲げる事項（支配株主その他本所が定める者が関連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。) (2) (略) 2 (略)

株主総会の日 の翌日から適用する。	
-------------------	--

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 (1) 株主数及び流通株式数 a～e (略) f 新規上場申請者が、上場日以前に合併、<u>株式交換、株式移転又は株式交付</u>を行う場合の株主数及び流通株式数については、前eの規定を準用する。 (2) (略) (3) 上場時価総額 第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。 a 国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者 (a) 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合 当該公募又は売出しの見込み価格と本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の<u>2営業日前の日以前</u>1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。）のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額 (b) 前(a)以外の場合 本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の<u>2営業日前の日以前</u>1か月間における当該株券の最低価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額 b (略)	2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 (1) 株主数及び流通株式数 a～e (略) f 新規上場申請者が、上場日以前に合併又は<u>株式交換若しくは株式移転</u>を行う場合の株主数及び流通株式数については、前eの規定を準用する。 (2) (略) (3) 上場時価総額 第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。 a 国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者 (a) 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合 当該公募又は売出しの見込み価格と本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の<u>前々日からさかのぼって</u>1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。）のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額 (b) 前(a)以外の場合 本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の<u>前々日からさかのぼって</u>1か月間における当該株券の最低価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額 b (略)

(4) (略)

(5) 純資産の額

a・b (略)

c 前bの場合において、有価証券上場規程第3条第6項第4号に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この（5）において同じ。）が負でないことを要するものとする。

d～j (略)

(6)～(11) (略)

付 則

この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。

(4) (略)

(5) 純資産の額

a・b (略)

c 前bの場合において、有価証券上場規程第3条第6項第4号に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この（5）において同じ。）が負でないことを要するものとする。

d～j (略)

(6)～(11) (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係 (1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。 a～d (略) e 第1号1に掲げる事項 次に掲げるもののいずれにも該当する子会社（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。 (a)～(g) (略) (h) <u>上場会社が子会社取得（子会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法により、当該会社を子会社とすることをいう。以下同じ。）を行う場合</u>にあつては、子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下同じ。）に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する	1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係 (1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。 a～d (略) e 第1号1に掲げる事項 次に掲げるもののいずれにも該当する子会社（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること <u>（上場会社が子会社取得（子会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を子会社とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあつては、(h)及び(i)を除く。）。</u> (a)～(g) (略) (h) 子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下同じ。）に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

額未満であること。

(i) 上場会社が子会社取得を行う場合にあっては、子会社取得に係る対価の額に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

(j) (略)

f～1 (略)

(1) の2～(5) (略)

2. 第2条(会社情報の開示)第2項関係

(1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。

a・b (略)

bの2 第1号bの2に掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該株式交付による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該株式交付による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該株式交付による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満

(i) 子会社取得に係る対価の額に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

(j) (略)

f～1 (略)

(1) の2～(5) (略)

2. 第2条(会社情報の開示)第2項関係

(1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。

a・b (略)

(新設)

であると見込まれること。

(d) 当該株式交付による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c～f (略)

g 第1号hに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(g) (略)

(h) 子会社が孫会社取得（上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、孫会社取得に係る対価の額（孫会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下同じ。）に当該孫会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社又は子会社の業務執行を決定する機関により決定された上場会社による子会社取得又は子会社による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

h～m (略)

(2) (略)

c～f (略)

g 第1号hに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること（子会社が孫会社取得（上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあっては、（h）を除く。）

(a)～(g) (略)

(h) 孫会社取得に係る対価の額（孫会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下同じ。）に当該孫会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社又は子会社の業務執行を決定する機関により決定された上場会社による子会社取得又は子会社による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

h～m (略)

(2) (略)

5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a 第2条第1項第1号aに掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。
ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(c)に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(削る)

(削る)

(a) (略)

(b) (略)

(c) (略)

(d) (略)

b (略)

(削る)

c 第2条第1項第1号dの2に掲げる事項

新株予約権無償割当ての決議又は決定を行った場合は、有価証券通知書及び変更通知書の写し

内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

(削る)

(削る)

5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a 第2条第1項第1号aに掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。
ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(c)に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(a) 募集又は売出の日程表

確定後直ちに

(b) 削除

(c) (略)

(d) (略)

(e) (略)

(f) (略)

b (略)

c 第2条第1項第1号cに掲げる事項

資本金の額の減少日程表

確定後直ちに

cの2 第2条第1項第1号dの2に掲げる事項

株券無償割当ての決議又は決定を行った場合は、次の(a)に掲げる書類、新株予約権無償割当ての決議又は決定を行った場合は次の(a)及び(b)に掲げる書類

(a) 株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての日程表

確定後直ちに

(b) 有価証券通知書及び変更通知書の

c の 2 (略)

d 第 2 条第 1 項第 1 号 e に掲げる事項

株式の併合（会社法第 182 条の 2 第 1 項に規定する株式の併合に限る。）を行う場合は、次の（a）及び（b）に掲げる書類。この場合において、上場会社は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（a） 会社法第 182 条の 2 第 1 項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し
同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

（b） 会社法第 182 条の 6 第 1 項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し
株式の併合の効力発生日以後速やかに

d の 2 (略)

d の 3 第 2 条第 1 項第 1 号 f の 2 に掲げる事項

次の（a）から （d） までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、（a）から（c） に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（a）・（b） (略)
（削る）

写し

内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

c の 3 (略)

d 第 2 条第 1 項第 1 号 e に掲げる事項

次の（a）及び（b）に掲げる書類。この場合において、上場会社は、（b） に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（a） 株式の分割又は併合日程表
確定後直ちに

（b） 株式の併合（会社法第 182 条の 2 第 1 項に規定する株式の併合に限る。）を行う場合においては、次のイ及びロに掲げる書類

イ 会社法第 182 条の 2 第 1 項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し
同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

ロ 会社法第 182 条の 6 第 1 項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し
株式の併合の効力発生日以後速やかに

d の 2 (略)

d の 3 第 2 条第 1 項第 1 号 f の 2 に掲げる事項

次の（a）から （e） までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、（a）、（b）及び（d） に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（a）・（b） (略)
（c） 株式交換日程表

(c) (略)

(d) (略)

d の 4 第 2 条第 1 項第 1 号 f の 3 に掲げる事項

次の (a) 及び (b) に掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a) に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(削る)

(b) (略)

d の 5 第 2 条第 1 項第 1 号 f の 4 に掲げる事項

次の (a) から (c) までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、a 及び b に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 会社法第 8 1 6 条の 2 第 1 項に規定する書面 (法定事前開示書類) の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(b) 会社法第 8 1 6 条の 1 0 第 2 項に規定する書面 (法定事後開示書類) の写し

株式交付の効力発生日以後速やかに

(c) 他の会社を子会社とする株式交付を行う場合 (非上場会社を子会社とする株式交付を行う場合であって上場会社が会社法第 8 1 6 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けるときを除く。) には、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式交付に係る株式交付比率に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

確定後直ちに

(d) (略)

(e) (略)

d の 4 第 2 条第 1 項第 1 号 f の 3 に掲げる事項

次の (a) から (c) までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a) に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 株式移転日程表

確定後直ちに

(c) (略)

(新設)

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。
この場合において、上場会社は、(a)から
(c)までに掲げる書類を本所が公衆の縦
覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(削る)

(c) (略)

(d) 他の会社と合併する場合（上場会
社が非上場会社を吸収合併する場合で
あって上場会社が会社法第796条第
2項の規定の適用を受けるとき又は完
全子会社と合併する場合を除く。）には
合併当事会社以外の者であって、企業価
値又は株価の評価に係る専門的知識及
び経験を有するものが、当該合併に係る
合併比率に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げ
る事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。
この場合において、上場会社は、(a)から
(c)までに掲げる書類を本所が公衆の縦
覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(削る)

(c) (略)

(d) (略)

(e) (略)

eの3 第2条第1項第1号sに掲げる事
項

本所に上場している法第27条の2第
1項に規定する株券等（以下、この5.に
おいて「株券等」という。）の同項に規定す
る公開買付け（以下、この5.において「公

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。
この場合において、上場会社は、(a)、(b)
及び(d)に掲げる書類を本所が公衆の縦
覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 合併日程表

確定後直ちに

(d) (略)

(e) 他の会社と合併する場合（上場会
社が非上場会社を吸収合併する場合で
あって上場会社が会社法第796条第
2項の規定の適用を受けるとき又は完
全子会社と合併する場合を除く。）

合併当事会社以外の者であって、企業
価値又は株価の評価に係る専門的知識
及び経験を有するものが、当該合併に係
る合併比率に関する見解を記載した書
面

作成後直ちに

eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げ
る事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。
この場合において、上場会社は、(a)、(b)
及び(d)に掲げる書類を本所が公衆の縦
覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 分割日程表

確定後直ちに

(d) (略)

(e) (略)

(f) (略)

eの3 第2条第1項第1号sに掲げる事項

本所に上場している法第27条の2第
1項に規定する株券等（以下、この5.に
おいて「株券等」という。）の同項に規定す
る公開買付け（以下、この5.において「公

開買付け」という。)により当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は当該上場会社の子会社が発行者である株券等であって本所に上場しているものの公開買付けを行う場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格(施行令第8条第2項に規定する買付けの価格に準ずるものを含む。eの4において同じ。)に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

eの4～fの4 (略)

g 第2号に掲げる事項
変更内容説明の通知書

確定後直ちに

h～j (略)

k 削除

l 第10号に掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。
ただし、電子開示手続により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(a)に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(削る)

(a) (略)

(b) (略)

(c) (略)

(d) (略)

m・n (略)

(4)～(7) (略)

開買付け」という。)により当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は当該上場会社の子会社が発行者である株券等であって本所に上場しているものの公開買付けを行う場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

eの4～fの4 (略)

g 第2号に掲げる事項
株式の種類変更日程表及び変更内容説明の通知書

確定後直ちに

h～j (略)

k 第9号に掲げる事項
基準日に関する日程表
当該期日の3週間前(3週間前より後に決議又は決定を行った場合は、決議又は決定後直ちに

l 第10号に掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。
ただし、電子開示手続により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(b)に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(a) 預託証券の募集又は売出しの日程表

確定後直ちに

(b) (略)

(c) (略)

(d) (略)

(e) (略)

m・n (略)

(4)～(7) (略)

付 則

この改正規定は、令和３年３月１日から施行する。

企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
5. 第15条（議決権行使を容易にするための環境整備）関係 第15条に規定する本所が定める事項とは、次の（１）から（６）までに掲げる事項をいう。 （１）・（２）（略） （３）<u>次のaからeまでに掲げる書類を、株主総会の日の3週間前の日より前に電磁的方法により投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。</u> <u>a 株主総会の招集の通知</u> <u>b 会社法第301条第1項に規定する株主総会参考書類又は施行令第36条の2第1項に規定する参考書類（以下「株主総会参考書類等」という。）</u> <u>c 定時株主総会の場合は、会社法第437条に規定する計算書類及び事業報告</u> <u>d 定時株主総会の場合は、会社法第444条第6項に規定する連結計算書類</u> <u>e aから前dまでに掲げる書類を修正した場合は、その旨を記載した書類及び修正前の書類</u> （４）<u>株主総会の招集の通知及び株主総会参考書類等を要約したものの英訳を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。</u> （５）・（６）（略） 付 則 この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。	5. 第15条（議決権行使を容易にするための環境整備）関係 第15条に規定する本所が定める事項とは、次の（１）から（６）までに掲げる事項をいう。 （１）・（２）（略） （３）<u>株主総会の招集の通知及び会社法第301条第1項に規定する株主総会参考書類又は金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第36条の2に規定する参考書類（以下「招集通知等」という。）を、招集通知等の発送後速やかに電磁的方法により投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。</u> （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （４）<u>招集通知等を要約したものの英訳を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。</u> （５）・（６）（略）

上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
次の各号に掲げる株券の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。(第1号、第3号又は<u>第7号</u>に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領14.(2)の規定は適用しない。) (1)～(5) (略) <u>(6) 上場会社が他の上場会社等を子会社とする株式交付を行うことにより発行する株券</u> <u>株式交付がその効力を生ずる日</u> <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) 付 則 この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。	次の各号に掲げる株券の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。(第1号、第3号又は<u>第6号</u>に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領14.(2)の規定は適用しない。) (1)～(5) (略) (新設) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略)

有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
第1 株 券 (1) 上場手数料関係 a～g (略) h 上場会社の合併、分割、<u>株式交換又は株式交付</u>に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。 i 他種類の株式への転換(<u>株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他種類の株式を交付することを、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。</u>)が行われる株式の転換により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、当該株式の発行価格に基づく1株当たり発行価格(当該株式が会社法第199条第1項に規定する募集によらずに発行されたものである場合には、これに相当する額)を1株当たりの発行価格とみなして計算することとし、<u>新株予約権の権利行使により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、各新株予約権の発行価格に新株予約権の総数を乗じて得た金額と新株予約権の行使に係る1株当たりの払込金額に行使される株式数を乗じて得た金額の合計額の1株当たりの金額に相当する額(当該新株予約権が会社法第238条第1項に規定する募集によらずに発行されたものである場合には、これに相当する額)を1株当たりの発行価格とみなして計算することとし、取得条項付新株予約権の会社による取得に伴い上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、各新株予約権の発行価格に新株予約権の総数を乗じて得</u>	第1 株 券 (1) 上場手数料関係 a～g (略) h 上場会社の合併、分割<u>又は株式交換</u>に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。 i 他種類の株式への転換が行われる株式の転換により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、当該株式の発行価格に基づく1株当たり発行価格(当該株式が会社法第199条第1項に規定する募集によらずに発行されたものである場合には、これに相当する額)を1株当たりの発行価格とみなして計算することとし、取得条項付新株予約権の会社による取得に伴い<u>発行された新株を上場するとき</u>は、各新株予約権の発行価格に新株予約権の総数を乗じて得た金額(当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合は、当該金額と取得される新株予約権に係る社債の金額の合計額)の1株当たりの金額に相当する額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。

た金額（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合は、当該金額と取得される新株予約権に係る社債の金額の合計額）の1株当たりの金額に相当する額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。 j・k（略） 付 則 この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。	j・k（略）
---	---------------

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(8) (略) (9) 不適当な合併等 a 第9号aに規定する「本所が定める行為」とは、次に掲げる行為をいうものとする。 (a) (略) <u>(a)の2 非上場会社を子会社とする株式交付</u> (b)～(h) (略) b 次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でないと本所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。 (a) 当該上場会社とその連結子会社との間で吸収合併等（株券上場審査基準第4条第2項各号に規定する行為を含む。以下この(a)において同じ。）を行う場合であって、当該連結子会社が、当該吸収合併等を行うことについて当該上場会社の業務執行を決定する機関が決定した日（以下このbにおいて「行為決定日」という。）からさかのぼって3年間に於いて、非上場会社（連結子会社を除く。以下このbにおいて同じ。）との間の合併若しくは前aの<u>(a)</u>から(g)までに掲げる行為又は非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。 (b) 当該上場会社が非上場会社の吸収合併、<u>非上場会社を完全子会社とする株式交換又は非上場会社を子会社とする</u>	1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(8) (略) (9) 不適当な合併等 a 第9号aに規定する「本所が定める行為」とは、次に掲げる行為をいうものとする。 (a) (略) (新設) (b)～(h) (略) b 次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でないと本所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。 (a) 当該上場会社とその連結子会社との間で吸収合併等（株券上場審査基準第4条第2項各号に規定する行為を含む。以下この(a)において同じ。）を行う場合であって、当該連結子会社が、当該吸収合併等を行うことについて当該上場会社の業務執行を決定する機関が決定した日（以下このbにおいて「行為決定日」という。）からさかのぼって3年間に於いて、非上場会社（連結子会社を除く。以下このbにおいて同じ。）との間の合併、<u>株式交換</u>若しくは前aの<u>(b)</u>から(g)までに掲げる行為若しくは非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。 (b) 当該上場会社が非上場会社の吸収合併<u>又は</u>非上場会社を完全子会社とする株式交換（非上場会社との間の株券上

株式交付（非上場会社との間の株券上場審査基準第4条第2項各号に規定する行為を含む。）その他これらと同等の效果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併若しくは前 a の (a) から (g) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の效果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ～ニ （略）

(c) 非上場会社から分割による事業の承継又は非上場会社から事業の譲受けその他これらと同等の效果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間の当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併若しくは前 a の (a) から (g) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の效果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ～ニ （略）

(d) 分割による他の者への事業の承継（次の（e）に規定する場合を除く。）、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式の

場審査基準第4条第2項各号に規定する行為を含む。）その他これらと同等の效果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前 a の (b) から (g) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の效果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ～ニ （略）

(c) 非上場会社から分割による事業の承継又は非上場会社から事業の譲受けその他これらと同等の效果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間の当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前 a の (b) から (g) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の效果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ～ニ （略）

(d) 分割による他の者への事業の承継（次の（e）に規定する場合を除く。）、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式の

割当て、その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、行為決定日からさかのぼって3年間に当該行為の当事者（その関係会社を含む。）との間で合併若しくは前 a の (a) から (g) までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

(e) 当該上場会社が非上場会社との間で株券上場審査基準第4条第2項第3号に規定する行為（吸収分割に限る。）を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併若しくは前 a の (a) から (g) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ～ニ (略)

c (略)

d 第9号aに規定する「当事者である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社の吸収合併、非上場会社を完全子会社とする株式交換又は非上場会社を子会社とする株式交付を行う場合における当該非上場会社その他これに類するものとして本所が認める者をいう。

e～g (略)

(9) の2～(19) (略)

割当て、その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、行為決定日からさかのぼって3年間に当該行為の当事者（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前 a の (b) から (g) までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

(e) 当該上場会社が非上場会社との間で株券上場審査基準第4条第2項第3号に規定する行為（吸収分割に限る。）を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前 a の (b) から (g) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ～ニ (略)

c (略)

d 第9号aに規定する「当事者である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該非上場会社という。

e～g (略)

(9) の2～(19) (略)

付 則

この改正規定は、令和３年３月１日から施行する。

日経３００株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、
業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項) 第 7 条 受益証券特例第 7 条第 1 項第 3 号に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、本所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。 (削る) <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) (削る) <u>(6)</u> (略) 2 ～ 4 (略) 第 8 条 <u>削除</u>	(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項) 第 7 条 受益証券特例第 7 条第 1 項第 3 号に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、本所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。 <u>(1) 投資信託の計算期間の末日の受益者数を記載した書面</u> 計算期間の末日後 3 か月以内 <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7) 受益証券特例第 6 条第 2 項第 3 号の 2 に掲げる事項</u> 受益権の併合又は分割の日程表について、 確定後直ちに <u>(8)</u> (略) 2 ～ 4 (略) <u>(信託金限度額の変更に伴う変更上場の手続の時期等)</u> 第 8 条 <u>受益証券特例第 8 条の規定により投資信託委託会社が行う上場申請は、投資信託委託会社が信託金の限度額に関する投資信託約款の変更について決議又は決定等を行った後遅滞なく当該変更に係る変更額の追加信託が行われた場合に増加することが見込まれる受益権の口数について、一括して行うものとする。</u>
付 則 この改正規定は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。	